

第3節 避難管理

第1 施錠管理

第40条第3項の規定は、避難上の支障を防止するため、非常時に避難の用に供する出入口の施錠について定めたものであり、その運用については、以下によること。

- 1 「非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの」とは、自動火災報知設備等と連動して、避難時には自動的に解錠される構造のものをいうものであること。
- 2 「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造」とは、避難しようとする際に、かぎ、IDカード、暗証番号等を用いることなく容易に解錠できる構造のものをいうものであること。

第2 避難通路

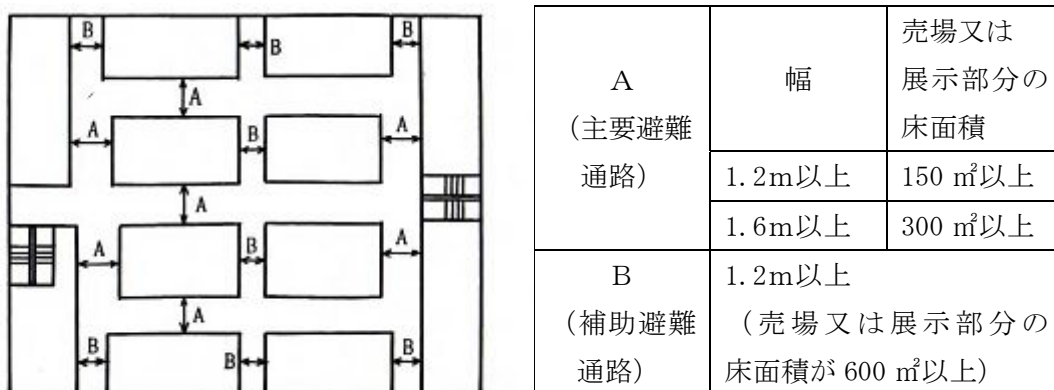
第38条に規定する避難通路は、次によること。

- 1 避難通路は商品、商品ケース等の配置により設けられた通路をいう。
- 2 主要避難通路は、売場又は展示場内に幹線的に設けるもので、避難口に通じるものであること。

なお、避難口相互間を結ぶ通路は、幹線的として扱うものであること。

- 3 補助避難通路は、売場又は展示場内の各部から、主要避難通路又は避難口に通じるものであること。
- 4 食堂の厨房、ストック場等はバックヤードであり、売場には含まれない。
- 5 避難口は次に掲げるものをいう。
 - (1) 避難階の屋外へ通じる出入口
 - (2) 直通階段への出入口（避難階を除く。）
 - (3) 隣接建築物への連絡通路の出入口
- 6 一の避難口に入出口が複数ある場合は次によること。

主要避難通路は一次的にシャッター等の幅員の大きい出入口に通じさせ、そで扉等、幅員の小さい出入口には二次的に補助避難通路を保有すること。



第3-1図 主要避難通路及び補助避難通路の保有例